

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年3月15日

岩手県立杜陵高等学校長 高橋 正浩

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務
- (2) 履行場所 岩手県立杜陵高等学校 盛岡市上田二丁目3番1号
- (3) 履行期間 令和4年4月1日～令和5年3月27日
- (4) 業務概要 「岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務仕様書」による

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和4年3月30日(月) 午前10時30分から
- (2) 場所
岩手県盛岡市上田二丁目3番1号
岩手県立杜陵高等学校 小会議室

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 6に定める一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) (3)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 岩手県県税条例(昭和29年条例第22号)第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県内に本社、支社、営業所又は事業所等を有すること。
- 支社、営業所又は事業所については、その事業所を拠点に、管轄地域における本社の商行為を統括し、代執行もしくは代表者の委任を受けることにより決定できる、支社長、所長等の代表者が常駐する場所とし、原則として以下の届出等が可能であることを条件とする。
- ① その事業所の設置場所市町村の法人市民税への届出が可能であること。
 - ② 必要に応じて、その事業所が存する地域の管轄保健所への、食品衛生上の営業許可等の申請が可能であること。
- なお、ここでいう支社、営業所等は、いわゆる人だけ配置する「連絡事務所」や「駐在」のような形式でないものとする。
- (8) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による県内での営業許可を有する者であること。
- (9) 栄養士法(昭和22年法律第245号)に規定する栄養士の資格を有し、過去10年以内に公立施設の賄等業務に1年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。
- (10) 調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師の資格を有し、過去10年以内に公立施設の賄等業務に1年以上の経験を有する者が1名以上で調理業務に従事できること。
- (11) 申請書等の提出月日(以下、「資格確認日」という。)から起算して、過去2年間岩手県内において、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (12) 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の入札保証金を、原則として現金(現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に照会先まで連絡すること。)を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。なお、落札者については、契約締結後において還付する。また、還付の際、領収証に印鑑が必要であることから持参すること。(受取額が5万円以上になる場合は、収入印紙200円を準備すること。)
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金については、岩手県会計規則【平成4年岩手県規則第21号】第96条、第97条、第98条、第99条の規定による。

5 入札参加手続等

- (1) 本件の入札に参加しようとする者は、あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の関係書類を添えて学校長に提出し、一般競争入札参加資格があることの確認を受けること。

- ア 業務従事者経歴書（様式第2号）
- イ 食中毒等の事故に関する申告書（様式第3号）
- ウ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第4号）
- エ 食品衛生法による営業許可証の写し
- オ 生産物賠償責任保険証書の写し
- カ 商業登記簿謄本の写し（個人の場合は営業証明書の写し）
- キ 県税及び消費税に滞納がないことの証明書

- (2) 入札説明書及び申請書等配付期間

令和4年3月17日（木）～令和4年3月28日（月）午後5時まで

※ 土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

- (3) 入札説明書及び申請書等配付場所

盛岡市上田二丁目3番1号 岩手県立杜陵高等学校 事務室

6 申請書等の提出について

- (1) 提出期間

令和4年3月17日（月）～令和4年3月29日（火）正午まで

※ 3月17日から3月28日までの期間は土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

- (2) 提出場所 盛岡市上田二丁目3番1号 岩手県立杜陵高等学校 事務室

- (3) 申請書等の提出部数は1部とすること。

- (4) 申請書等は持参のうえ提出すること。

- (5) 提出された申請書等は返却しないものであること。

- (6) 確認結果については、令和4年3月29日（火）午後5時までに、入札参加希望者に電話、電子メール、ファックス等により通知する。

7 入札の方法

- (1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。

- (2) 郵送やファックス等による入札書の提出は認めないものであること。

- (3) 入札に関する詳細は、一般競争入札説明書によること。

8 その他

- (1) 令和4年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (2) 入札参加申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

- (3) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (4) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (5) 一斉の現場説明会は実施しないので、厨房等確認したい場合は事前に連絡すること。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) その他入札の詳細については一般競争入札説明書に示すとおりとする。

9 入札に関する照会先

岩手県立杜陵高等学校 事務室 齊藤直人

〒020-8543 岩手県盛岡市上田二丁目3番1号

電話番号 019-652-1813

FAX番号 019-652-0195